**彦根市下水道事業は令和2年(2020年)4月1日から公営企業会計に移行しました**

 本市では、下水道事業の長期的に安定した事業を運営していくため、令和2年(2020年)4月1日より、これまでの「官公庁会計（現金収支のみを記録する単式簿記）」から、地方公営企業法を適用した「企業会計（原因と結果の2つの側面を同時に記録する複式簿記）」へ移行しました。

 地方公営企業法は、企業の経済性を発揮するとともに、公共性を保つことを目的としており、本市では、水道事業と病院事業で公営企業会計を採用しています。

市民の恒久的財産である下水道施設を適正に維持するため財産情報を整理し、その企業的性質を活かしながら、より一層の経営の効率化・健全化に努めます。 なお、地方公営企業法の適用は主に会計方法の変更であり、下水道使用料、受益者負担金などの納付方法についてはこれまでと変更ありません。また、このことに関して市民の方々に手続きいただくことはありません。

公営企業会計移行による主な効果

・経営状況の明確化…損益計算書や貸借対照表等の財務諸表を作成することにより、財政状態を分かりやすく示すことができるようになります。

・適切な財産管理…減価償却（長期にわたって使用される固定資産の取得に要した支出

を、その資産が使用できる期間にわたって費用配分する手続き）の導入により、施設の老朽化の状態を的確に把握でき、その分析により中長期的な経営計画の算定に必要な情報を得ることができます。

